

【事案Ⅵ－２】火災共済金請求

・2019年4月23日 申立て不受理

<事案の概要>

火災による建物および家財の損壊について、被申立人は、偶然の事故と認定することは困難な状況であることを理由に支払非該当と判断されたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、当該火災にかかる共済金を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

被申立人は、裁判例を引用し、偶然の事故と認定することは困難であると判断しているが、引用された裁判例については、判断枠組みに若干の解説を加えた記載がみられるだけで、本件共済事故の事実関係に関する具体的考察の記載はなく、あわせて被申立人からは、免責事由の主張立証が何ら具体的になされていない。

したがって、被申立人による支払拒絶はその法的根拠を欠くものであるため、被申立人の判断は誤っている。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

被申立人は、本案件について裁判所に対し訴訟を提起する予定であることから、裁定手続規則第16条（裁定審議を行わない場合）第3項に該当するため、裁定審議を行わないとの判断を求める。

<裁定の概要>

訴訟係属を確認したうえで、共済相談所規定第10条第2項第三号（裁定手続規則第16条第三号）に基づき、被申立人より訴訟係属証明の提出を受け、裁定申立てを不受理とした。